二十二の二　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験		二十七万円
二十二の三　（略）	（略）	（略）
二十三～三十三　（略）	（略）	（略）
三十四　保安基準第二十一条に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに係る試験に限る。）		十二万五千円
三十四の二　保安基準第二十一条に定める基準に係る試験（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トンを超えるものに係る試験に限る。）		二十七万円
三十五～八十九の二　（略）	（略）	（略）
九十　保安基準第四十四条第四項に定める基準に係る試験		十二万五千円
九十の二　保安基準第四十四条第五項から第七項までに定める基準に係る試験		十二万五千円
九十の三　（略）	（略）	（略）
九十一～九十三　（略）	（略）	（略）

備考

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十七号の四、第十七号の十二、第二十二号の二及び第二十七号	二十七万円
第十七号の五、第十七号の十三及び第二十二号の三	二十七万円
（略）	（略）

四　（略）

二十二の二　（略）	（略）	（略）
二十三～三十三　（略）	（略）	（略）
三十四　保安基準第二十一条に定める基準に係る試験		十二万五千円
三十五～八十九の二　（略）	（略）	（略）
九十　保安基準第四十四条第四項に定める基準に係る試験		十二万五千円
九十の二　（略）	（略）	（略）
九十一～九十三　（略）	（略）	（略）

備考

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十七号の四、第十七号の十二及び第二十七号	二十七万円
第十七号の五、第十七号の十三及び第二十二号の二	二十七万円
（略）	（略）

四　（略）